政府備蓄米の適正水準への早期回復及び米価・需要安定に関する意見書

現在の主食用米をめぐる情勢は、前年に実施された計５９万トンに及ぶ政府備蓄米の大量放出や、それに伴う過去最大２４３万トンに上る民間流通在庫の急増等により、需給のバランスが悪化して、令和８年産米以降の需給及び価格形成の見通しに対して生産者の不安が高まっています。

この結果、島根県農業協同組合では、令和８年産米の概算金が前年度比で４４％低い価格が提示される大幅な下落に転じるなど、産地は米価暴落に危機感を覚えています。

また、中東情勢に伴う燃油や農業資材の価格高騰により、農家の生産コストは過去最高水準に達しており、この米価水準では、多くの稲作農家が経営継続不能に陥り、地域の水田農業や食料供給体制そのものが崩壊しかねません。

先般、政府は２１万トンの備蓄米の買戻しの方針を公表しましたが、需給のバランスを適正な状態にするためには十分な量とは言えません。現在、備蓄米の在庫は３２万トンまで落ち込んでおり、政府自らが適正水準とする１００万トンを大幅に下回るなど、災害や不作といった緊急事態への対応力も著しく低下していて、適正水準に積み戻すための確実かつ計画的な実施が必要です。

こうした課題を踏まえ、生産者が将来にわたり安心して持続的な米作りに取り組める環境を確保するため、本市議会は、政府並びに国会に対し、下記の事項について一刻も早く実行されますよう、強く要望いたします。

記

１．放出した政府備蓄米の買戻しについては、食料安全保障の観点から適正水準（約１００万トン）へ早期に回復し、米価を安定させること。

２．主食用米の需給や現場の生産実態（飼料用米や加工用米の過不足状況等）に即し、柔軟かつ持続可能な水田活用直接支払交付金等の制度運用や見直しを行うこと。

３．肥料・農薬・燃料・電気代等の高騰分を考慮し、米価が生産コストを下回ることがないよう、再生産可能な適正価格の形成を後押しする市場対策や、影響を受ける農家への経営安定支援策を講ずること。

４．食料システム法に基づき示されて、生産・集荷・流通の各段階での米のコスト指標が形骸化することがないよう、取引実態調査や事業者に対する指導など法

律に規定された政府の役割を適切に果たすとともに、国がリーダーシップを発揮して適切な価格形成が行われる環境を整えること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和８年９月２９日

島根県雲南市議会